

NTTグループカード会員規約＜個人会員用＞

一般条項

第1条（本会員・家族会員）

1. NTTファイナンス株式会社（以下「当社」という）に本規約を承認の上、入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 本会員が本会員の代理人として指定し第3項および第4項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
3. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じるすべての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
5. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第2項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前3項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第2条（カード債務）

本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシング（一括）の利用代金ならびにキャッシングリボの利用代金をあわせて本会員の債務とします。

第3条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員に対し、会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字したクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報はカード表面に印字された本人以外使用できません。また会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売または委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。
 - （1）買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るまたは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額または購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金またはポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
 - （2）販売業者等がカード利用者に自店または指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額または購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金またはポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
 - （3）販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しもしくは返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額または買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金もしくはポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
 - （4）金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度または金額にて行うもの

(5) 前各号に類すると当社が判断するもの なお、会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、保管・管理するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第21条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

2. 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
3. カードの所有権は当社に属しますので、会員が第三者にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を第三者に使用させ、もしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前 3 項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
5. 会員は、第 1 項に違反したことにより、販売業者等または第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。
6. 会員が第 17 条に定める紛失・盗難されたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。

第 4 条 (カードの年会費)

1. 本会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は、カード送付時等に通知するものとします。
2. 年会費の支払い方法は、カード利用代金と同様とします。
3. すでに支払い済の年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格が取り消しとなった場合を除き、返還いたしません。

第 5 条 (暗証番号)

1. 当社は、会員より申し出のあったカードの暗証番号（4 桁の数字）を所定の方法により登録します。ただし、申し出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 会員は、暗証番号の登録にあたり生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、また、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が利用されたときは、当社に責のある場合を除き、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべて本会員の負担とします。

第 6 条 (カードの機能)

1. 会員は、次の加盟店においてカードを利用してカードショッピングを行うことができます。
 - (1) 当社と契約した加盟店
 - (2) V i s a カードについては V I S A インターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」という）と提携した銀行またはクレジットカード会社（以下総称して「提携クレジットカード会社」という）と契約した加盟店
2. 本会員は、当社が認めた場合、カードを利用して当社から翌月一括返済の条件で金銭の借入れ（以下「海外キャッシング（一括）」という）を受けることができます。
3. 本会員は、当社が認めた場合、カードを利用して当社から毎月元金定額返済の条件で金銭の借入れ（以下「キャッシングリボ」という）を受けることができます。

第 7 条 (付帯サービス等)

1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用できます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、別途当社から会員に対し通知します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾します。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することをあらかじめ承諾します。

4. 会員は、第 14 条に定める退会をした場合、もしくは第 15 条に定める会員資格を取消された場合、付帯サービス（退会前または会員資格取消前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第 8 条（カードのご利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシング（一括）、ならびにキャッシングリボの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2. カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い（3 回以上のものをいう。以下同様）、2 回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の合計額として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
4. カードショッピングのうち本会員および家族会員のリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を 1 回払いの扱いとして支払うものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、海外キャッシング（一括）の未決済残高の合計額として管理します。その金額は本条第 1 項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50 万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
8. 海外キャッシング（一括）の未決済残高の利用枠は、本条第 6 項のキャッシング利用枠のうち、10 万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
9. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
10. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査の上当社が必要と認めた場合
 - (3) 当社が定める取引時確認手続が完了しない場合
 - (4) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
11. 本条に定める利用枠は、第 7 項、第 8 項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により、増額できるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。

第 9 条（複数枚カード保有における特約）

1. 本会員が、当社が発行する V i s a カード、マスターカードおよびその他のカードを保有する場合もしくはこれと共に当社発行の提携カードを保有する場合等、本会員として当社から複数のカードを貸与されているときは、原則として、そのすべてのカードを通算して第 8 条の規定を適用するものとします。
2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、海外キャッシング（一括）、キャッシングリボを利用できるカードをいずれか 1 枚に限定することができるものとします。

第 10 条（代金決済）

1. 本会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費など本規約に基づく一切の債務（家族会員利用分含む）は、本会員が指定した本会員名義の預金口座から口座振替、または本会員名義の通常貯金（以下預金口座、通常貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込の方法により支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた本会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等、別途定めた方法により支払うものとします。
2. 当社に支払うべき債務は、毎月末日に締め切り、翌月 25 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）（以下「支払

期日」という)に支払うものとします。なお、支払期日における債務は、前月末日の締切日までに、利用代金債権の当社への譲渡手続もしくは立替払いの当社への請求手続が終了したものまたは当社から現金を借り受ける手続が当社において終了したものが対象となります。

3. 本会員の決済口座の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込ができない場合、本会員は当社の指定する日時・場所・方法で支払うものとします。また、支払期日以降の任意の日において、本会員が当社に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替または自動払込ができるものとします。
4. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、または自動払込にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
5. 本条に定める再振替等にかかる費用、第36条に定める海外キャッシング（一括）の利息、第38条に定めるキャッシングリボの利息、および第35条ならびに第37条に定めるATM手数料を合算した金額は、法令に規定する利率を超えないものとします。
6. 再振替等にかかる費用は、当社が別途定める額とします。
7. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算の上、本条第1項ないし第3項の定めにより支払うものとします。ただし、海外キャッシング（一括）については、海外取引関係事務処理経費を加えません。

第11条（ご利用明細の通知）

1. 当社は前条に定める会員の毎月の支払額およびその内訳（以下「ご利用明細」という）を、支払期日までに、本会員が指定する次のいずれかの方法により、本会員に通知します。指定がない場合には、(1)の方法により通知します。
 - (1) 本会員の届出住所宛郵送
 - (2) インターネット上の特定ページへの表示
 - (3) Eメール等の電子メールによる通知（(2)、(3) および (2) (3) を併用した方法を総称して以下「Web明細」という）
2. 本会員が前項に基づき通知を受けたご利用明細（Web明細を含む）の内容に異議がある場合、通知を受けた後10日以内に当社に申し出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は、ご利用明細を通知しない場合があります。
3. ご利用明細（Web明細を含む）到達の有無にかかわらず、本会員は当社に対する本規約に基づく一切の債務を免れることはできないものとします。
4. Web明細を本会員が指定した場合、本会員は本規約のほか当社が別途規定する会員専用Webサービスの利用に関する規約等を遵守するものとします。

第12条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合、本会員への通知なく当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第13条（費用の負担）

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第14条（退会）

1. 本会員が退会をする場合、本会員、家族会員全員のカードを、所定の届出用紙により当社に届け出る等当社所定の方法によるものとし、カードは当社の指示する方法に従い、返却または裁断の上破棄するものとします。この場合、本会員は、債務全額を直ちに弁済していただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。なお、本会員が退会により会員資格を喪失したときは、家族会員は当然に会員資格を喪失します。
2. 家族会員のみが退会をする場合、退会する家族会員のカードを、所定の届出用紙により当社に届け出る等当社所定の方

法によるものとし、カードは当社の指示する方法に従い、返却または裁断の上破棄するものとします。この場合、本会員は、当該家族会員の債務全額を直ちに弁済していただくことがあります。

第15条（カード利用のお断りおよび一時停止、会員資格の取消等）

1. 当社は、会員がカードを第8条に定める利用枠を超えて利用した場合または利用しようとした場合、利用枠の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払い状況等の事情によってはカードの利用をお断りすることがあります。
2. 当社はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、海外キャッシング（一括）、キャッシングリボの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当社は、会員が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、海外キャッシング（一括）、キャッシングリボの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカード回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。
4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査の上必要と認めた場合、海外キャッシング（一括）、キャッシングリボの利用を停止することができるものとします。
5. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、海外キャッシング（一括）・キャッシングリボの利用を停止することができるものとします。
6. (1) 当社は、犯罪収益移転防止法に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認めた場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
(2) 本会員は、本会員が外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者またはそれらの者の家族である場合は、直ちに当社へ申告するものとします。当社が本号の事実を本会員からの申告その他の方法で知った場合、当社は本会員に対し、海外キャッシング（一括）・キャッシングリボの利用の都度、犯罪収益移転防止法に従い取引時確認を求め、本会員はこれに応じるものとします。当社は、この取引時確認が完了するまで海外キャッシング（一括）・キャッシングリボの利用を停止することができるものとします。
7. 会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合、当社は通知・催告なく会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約のいずれか一つにでも違反した場合
 - (3) 年会費、カード利用代金、当社とのリース契約・割賦販売契約に基づく代金など、当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 第16条第1項から第4項に該当するような会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不審または適当でないと当社が判断した場合、会員がカードを違法または不正な取引に利用した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続等カードの発行に重大な支障をきたす事項の手続が完了しない場合
 - (7) 会員が死亡した場合、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (8) カード有効期限満了前の一定期間にカード利用がない場合
 - (9) 会員が、①暴力団、②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧前記①から⑦の共生者、⑨その他①から⑧に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次のイからロのいずれかに該当した場合

イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当

に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ロ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(10) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為

(11) 第 6 項第 1 号または第 21 条第 4 項の調査等に対し合理的な理由なく応じない場合、または虚偽の回答をした場合

(12) 会員が当社から貸与された他のカードを所持している場合において、他のカードにつき、前各号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

(13) 会員が、付帯されている保険サービスについて解除の申し出をした場合

8. 会員は、前項により、会員資格を取消された場合、直ちにカードを当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
9. 本会員が会員資格を喪失した場合、当該本会員にかかるすべての家族会員もあわせて会員資格を喪失するものとし、家族会員は直ちにカードを当社に返還するものとします。
10. 当社は、会員が第 7 項により会員資格を取消された場合、加盟店等にカードの無効を通知または登録できるものとします。また、会員は、加盟店等を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するものとします。
11. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。

第 16 条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、もしくは民事再生手続開始の申立て等の法的な債務整理手続の申立てがあったとき
 - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
2. 本会員は、前項のいずれかの事由に該当したことを知ったときは、直ちにその事由について当社に通知するものとします。
3. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。ただし、海外キャッシング（一括）およびキャッシングリボについては、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
4. 本会員は、支払期日にリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金の弁済の履行を遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
5. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - (1) 商品の購入等が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約に関するものを除く）となる場合で、会員が当社に対する支払いを一回でも遅滞したとき
 - (2) 当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき
 - (3) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (4) その他本会員の信用状態が悪化したとき
6. 本会員は、前条第 7 項の規定（ただし、前条第 7 項第 7 号、第 9 号または第 10 号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、当社の請求によりリボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

7. 本会員は、前条第 7 項第 9 号または第 10 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
8. 本会員は、前条第 7 項第 7 号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務において当然に期限の利益を失い、相続人は直ちに債務の全額を支払うものとします。

第 17 条（紛失・盗難、偽造）

1. カードまたはカード情報が紛失、盗難、詐取、横領等（以下総称して「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生する利用代金についてすべての支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、すみやかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合、当社への電話での連絡により届け出ることできます。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。
5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 18 条（会員保障制度）

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は、会員がカードまたはカード情報を紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第 2 項に従い警察および当社への届け出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、当社が別に指定する加入日から 1 年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合、当社はてん補の責を負いません。
 - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族、同居人、当社から送付したカードの受領に関しての代理人、留守人その他の会員の委託を受け身の回りの世話をする者など、会員の関係者自らの行為または加担した不正利用に起因する場合
 - (4) 本条第 4 項の義務を会員が怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) カードショッピング、海外キャッシング（一括）、キャッシングリボ等のうち、暗証番号の入力を伴う取引についての損害
 - (7) 前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害
 - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (9) その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が判断した場合は、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。
5. 本会員は、本条第 1 項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 本会員は、前条第 2 項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第 4 項の書類に記載した事項を、当社が必

要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第19条（カードの再発行）

カードは、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第20条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 当社が引続き会員資格の継続を認める会員で、かつ有効期限の2ヵ月前までに申し出がない場合、有効期限満了前に、新しい有効期限を記載したカードと会員規約を送付します。但し、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3. 本会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。
4. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、カード利用による支払いについては本規約を適用するものとします。

第21条（届出事項の変更等）

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電子メールアドレス、職業、勤務先、連絡先、決済口座、取引を行う目的、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に変更が生じた場合、遅滞なく当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合、電話・インターネットにより届け出ることもできます。
2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 当社が会員に対し発した通知または送付書類その他のものであって、当社に届け出があった住所または第1項および第2項に基づき変更の届出のあった住所宛に差し出されたものは、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、会員は不着または延着によって生じた損害または不利益を主張できません。
4. 会員が第15条第7項第9号または第10号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
5. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第23条（規約の変更、承認）

1. 当社は、会員に対する事前の予告なく本規約および本規約に付帯する規約を変更することができます。
2. 当社から本規約の変更事項を当社ホームページでの通知その他所定の方法で会員に通知した後、会員がカードを利用したときまたは3ヵ月以内に異議を述べない場合は、会員は変更事項を承認したものとみなします。本規約に付帯する規約については当該規約に規定するとおりとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
3. 会員が変更後の本規約および本規約に付帯する規約を承認しない場合には、会員は、カード利用を行う前に、当社所定の手続によりカードを退会するものとします。

第24条（手数料率、利率の変更）

カードショッピングのリボルビング払いおよび分割払いの手数料率、海外キャッシング（一括）の利率、キャッシングリボの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシング（一括）については変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第25条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第26条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

カードショッピング条項

第27条（カードショッピング）

1. 会員は、第6条に定める加盟店においてカードを利用することができます。ただし、会員は加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとし、ます。
2. 会員は、第6条に定める加盟店において、カードを提示して所定の売上票に署名することにより、カードショッピングにより会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合、カードを利用することができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに加盟店に設置されている機器端末へカードおよびICチップ内に記録された情報、暗証番号等を入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等、当社が別に定める手続に従っていただく場合もあります。
3. カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとし、ます。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとし、ます。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
4. 会員は、郵便、ファックス、電話、コンピューター通信、インターネットまたはその他の通信手段によって取引を行う場合、当社または当社の提携クレジットカード会社が特に認めた加盟店においては、カードの提示、売上票への署名に代えて、会員番号、会員氏名、届出住所等の申込書面への記入、加盟店への告知またはその他の当社所定の方法により当該加盟店との取引の決済手段とすることができます。
5. 会員は、当社が適当と認めた場合、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときもしくは会員資格取消・退会等により登録したカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知の上決済手段の変更手続を行うものとし、ます。当該変更手続を行わなかった場合または当該変更手続に不備があった場合であって、かつ利用代金債権の当社への譲渡手続または立替払いの当社への請求手続がなされた場合には、カード利用があったものとみなします。退会・会員資格取消後であったとしても、会員はカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、ます。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含み、本条において以下「加盟店等」という。）に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとし、ます。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別のカードへの変更を含むものとし、ます。
6. 会員は、当社に対し、前4項に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定め

により加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

- (1) 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
 - (2) 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
 - (3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - (4) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
7. カードの利用に際しては、原則として当社の承認が必要となります。この場合、会員は利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接もしくは提携クレジットカード会社を経由して加盟店もしくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾します。
8. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
9. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が加盟店から当社に開示されることを承諾します。ただし、通話明細情報については、会員が当社に対して反対の意思を示した場合を除きます。
10. カードの利用により購入した商品の所有権は、当該カードショッピング代金の完済まで当社にあることを会員は認めるものとします。

第28条（カードショッピング代金のお支払い）

1. カードによるカードショッピング利用代金の支払区分は次の通りとします。
 - (1) 会員は、カード利用の際に、1回払い・2回払い・ボーナス一括払いのいずれかを指定することができるものとします。また、当社が適当と認めた場合、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、前記の支払区分に加え、カード利用の際にリボルビング払いまたは分割払いを指定することができます。なお、会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、本会員が希望し、当社が適当と認めた場合は、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、あらかじめカードショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いにすることができるものとします。ただし、この場合においても、会員がカード利用の際に2回払い・ボーナス一括払い・分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、本会員は、当社が定める日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合は、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、カード利用の際に指定した支払区分を変更することができるものとします。なお、その場合の手数料・支払金額等については、カード利用の際に変更後の支払区分の指定があったものとして取り扱います。ただし、ボーナス一括払いを変更する場合、原則、申し出た日の前月に利用があったものとして取扱います。
2. 前項の2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いについては、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定することができます。
3. 国際提携組織と提携した日本国外の銀行またはクレジットカード会社と契約した加盟店（以下「海外加盟店」という）でカードを利用する場合の支払区分は、原則として1回払いとします。ただし、会員が希望し、当社が適当と認めた場合、

あらかじめリボルビング払いにすることができるものとします。

第29条（1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）

- 1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日および支払金額は次の通りとし、本会員は第10条の定めにより支払うものとします。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
 - 1回払いを指定した場合、毎月の締切日までのカードショッピング利用代金を翌月の支払期日。
 - 2回払いを指定した場合、毎月の締切日までの1回当りのカードショッピング利用代金を支払回数（2回）で除した金額（端数は初回算入）を翌月と翌々月の支払期日。
 - ボーナス一括払いを指定した場合、毎年12月16日から翌年6月15日まで（マスターカード会員は、毎年12月11日から翌年6月15日まで）のカードショッピング利用代金を8月の支払期日、7月16日から11月15日まで（マスターカード会員は、7月11日～11月15日まで）のカードショッピング利用代金を翌年1月の支払期日。ただし、ボーナス一括払い販売の取扱期間は加盟店により異なる場合があります。
- 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。

第30条（リボルビング払い）

- リボルビング払いを指定した場合、本会員は第10条の定めにより、毎月末日の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、下表の標準コース、短期コースまたは定額コースのうち会員があらかじめ指定したコースにより定める弁済金（毎月支払額）を翌月の支払期日に支払うものとします。ただし、下表の毎月支払額は、本会員が希望し、当社が適当と認めた場合はこの限りではありません。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金（毎月支払額）		
	標準コース	短期コース	定額コース
1～100,000 円	10,000 円	20,000 円	2 万円以上 1 万円単位
100,001～200,000 円	20,000 円	40,000 円	
200,001～300,000 円	30,000 円	60,000 円	
300,001～400,000 円	40,000 円	80,000 円	
以後残高 100,000 円増加毎に	10,000 円増加	20,000 円増加	

（※）利用枠によっては、定額コースの毎月支払額（最低支払額）が3万円以上（1万円単位）となる場合があります。

また、本会員が希望し、当社が適当と認めた場合、ボーナス支払月に、毎月支払額にボーナス増額弁済金を加算した額を支払うことができます。なお、リボルビング払いを指定した場合、次項に定める手数料を支払うものとし、毎月支払額には手数料を含むものとします。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が毎月支払額に満たないときはその合計額を支払うものとします。

- リボルビング払いを指定した場合の手数料は、前月の支払期日の翌日から当月の支払期日までの日々の未決済残高に実質年率13.2%の手数料率を乗じて年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

〔例〕標準コースで、12月1日から12月31日までに50,000円ご利用の場合

◆初回お支払い（1月25日）の内容

（ご利用残高50,000円、弁済金10,000円）

- ・手数料充当分（1月1日から1月25日分）・・・50,000円×13.2%×25日÷365日＝452円
- ・弁済金のうち、元金充当分・・・10,000円－452円＝9,548円

・お支払い後残高…50,000 円－9,548 円＝40,452 円

◆第 2 回お支払い（2 月 25 日）の内容

（ご利用残高 40,452 円、弁済金 10,000 円）

・手数料充当分（1 月 26 日から 2 月 25 日分）…40,452 円×13.2%×31 日÷365 日＝453 円

・弁済金のうち、元金充当分…10,000 円－453 円＝9,547 円

・お支払後残高…40,452 円－9,547 円＝30,905 円

3. 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰り上げて返済することができます。この場合、前項により計算した手数料の調整を行い、清算するものとします。

第 31 条（分割払い）

1. 会員はカード利用の際に分割払いを指定した場合、均等分割払いまたはボーナス併用分割払いのいずれかを選択するものとします。
2. 分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、利用代金 100 円当りの分割払手数料は下表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24 回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が下表と異なることがあります。

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率（%）	10.25	11.25	11.75	12.25	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75
利用代金 100 円当りの 分割払手数料の額（円）	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68

3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カードショッピング利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

〔例〕カードショッピング利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

◆分割払手数料 50,000 円×（5.70 円÷100 円）＝2,850 円

◆支払総額 50,000 円＋2,850 円＝52,850 円

◆分割支払額 52,850 円÷10 回＝5,285 円

4. ボーナス併用払いのボーナス支払月は 1 月・8 月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は 1 回当りのカードショッピング利用代金の 50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は 1,000 円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の分割支払額に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月・2 月のいずれかに、ボーナス支払月の加算総額を 1 回当りのカードショッピング利用代金の 50%以内で指定することができます。
5. 本会員は、別途定める方法により分割払いに係る債務を一括して繰上返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、本会員は 78 分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期日未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

第 32 条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により申込みをした場合、引渡された物品または提供を受けた役務等（以下物品および役務等をあわせて「商品等」という）が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換を申し出るかまたは当該売買契約の解除をすることができます。

第 33 条（支払い停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存する場合、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について、支払いを停止することができます。

ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品、権利、役務についてはこの限りではありません。

- (1) 商品等の引渡し、提供がされないこと
 - (2) 商品等に瑕疵（欠陥）があること
 - (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
 3. 会員は、前項の申し出をする場合、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
 4. 会員は、第2項の申し出をした場合、すみやかに当該事由を記載した書面を当社に提出するよう努めるものとします。また、会員は資料があるときは資料を添付し、当社が当該事由について調査をする必要があるときは、その調査に協力するものとします。
 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、支払いを停止することはできません。この場合、カードのご利用による会員と加盟店との取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
 - (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき
 - (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき
 - (3) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき
 - (5) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき
 6. 会員は、当社がカードショッピング代金の残高から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払いを継続するものとします。

第34条（遅延損害金）

1. 平成21年12月25日請求より前の請求に関し支払いを遅延した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
 - (1) 本会員がショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払いに係る支払総額の残金全額に対しては商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金に対しては年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金をそれぞれ支払うものとします。
 - (2) 前号の場合を除き、本会員が、支払期日にカードショッピング代金の支払いを遅延した場合、支払うべき金額に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし分割払いの場合、支払うべき分割支払額に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 平成22年1月25日以降の請求に関し支払いを遅延した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
 - (1) 本会員がショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る支払総額の残金全額に対しては商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金に対しては年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金をそれぞれ支払うものとします。
 - (2) 前号の場合を除き、本会員が、支払期日にカードショッピング代金の支払いを遅延した場合、支払うべき金額に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合、支払うべき分割支払額に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

海外キャッシング（一括）、キャッシングリボ条項

第 35 条（海外キャッシング（一括））

1. 本会員は次に定める方法で、自らまたは、家族会員を代理人として、海外キャッシング（一括）の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。家族会員が次に定める方法で現金を受領した場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
 - (1) 当社が指定する日本国外の A T M 等に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
 - (2) 国際提携組織と提携した金融機関のうち、当社の指定する日本国外の本支店にカードを提示し、所定の伝票に署名する方法
2. 会員は、海外クレジットカード会社等が設置する A T M 等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置している A T M 等を利用して臨時に返済する場合、当社所定の A T M 手数料を負担するものとします。その場合は、第 10 条第 2 項にて定める前月末日の締切日までの A T M 利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。ただし、A T M 等を利用した臨時返済は当社が認めた場合に限り利用できるものとします。
3. 海外キャッシング（一括）の利用可能な A T M 等および金融機関の範囲並びに手続の種類については、当社が別途指定するものとします。

第 36 条（海外キャッシング（一括）の借入金のお支払い）

1. 海外キャッシング（一括）の返済方法は元利一括返済、返済回数は 1 回とし、前月 1 日から前月末日までのご利用分と借入日の翌日から支払期日までの次項に定める方法で計算した利息とを合計し、当月の支払期日に支払うものとします。
2. 海外キャッシング（一括）の利息は、借入金に対し年 18.0% の割合の利率により年 365 日（閏年は年 366 日）で日割計算した金額とします。
3. 海外キャッシング（一括）による現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシング（一括）の借入金元金は、第 10 条の定めにより換算された円貨とします。
4. 本会員は当社が別途定める方法により、海外キャッシング（一括）の借入金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

第 37 条（キャッシングリボ）

1. 当社が適当と認めてキャッシングリボの利用枠を設定した本会員は、自らまたは、家族会員を代理人として、毎月元金定額返済の条件で、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、マスターカード会員については、本会員に限りご利用いただけます。
2. 前項の利用枠は 50 万円を超えない範囲で、当社が所定の方法により定めるものとします。
3. 前項の利用枠は、本会員が希望した場合に当社所定の方法により増額できるものとし、同項の定めにかかわらず、50 万円を超えて増額できるものとします。
4. 毎月の返済元金額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額もしくは減額できるものとします。ただし、本会員が希望し、当社が適当と認めた場合、返済元金額を変更し、またはボーナス月増額返済方式によることができるものとします。
5. 本会員は、日本国内において当社指定の A T M 等に暗証番号を入力して所定の操作を行い、当社から現金を借り受ける方法でキャッシングリボを受けるものとします。家族会員が本項に定める方法で現金を受領した場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
6. 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置している A T M 等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定の A T M 手数料を負担するものとします。その場合は、第 10 条第 2 項にて定める前月末日の締切日までの A T M 利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。ただし、A T M 等を利用した臨時返済は当社が認めた場合に限り利用できるものとします。
7. 本会員の信用状況が悪化したと認められる場合、当社が定める本人確認手続が完了しない場合等当社が必要と認めた場合、当社はいつでもキャッシングリボの利用枠を減額することができるものとします。

第 38 条（キャッシングリボの利息）

1. 本会員は、キャッシングリボの借入金に対し、年 18.0% の割合による年 365 日（閏年は年 366 日）で日割計算した利息を第 2 項および第 3 項のとおり支払うものとします。

2. 前月 1 日から前月締切日におけるキャッシングリボの借入金額にご利用日の翌日から当月の支払期日までの間、前項の利率を乗じた金額を当月の支払期日に支払うものとします。
3. 前月の支払期日の翌日のキャッシングリボの借入残高（ただし、前項のキャッシングリボ借入金額を差し引いた金額）に前月の支払期日の翌日から当月の支払期日までの間、第 1 項の利率を乗じた金額を当月の支払期日に支払うものとします。

第 39 条（キャッシングリボの借入金のお支払い）

1. キャッシングリボの返済額は、返済元金と前条第 2 項および第 3 項の利息の合計金額とし、第 10 条の定めにより支払うものとします。
2. 本会員は当社が別途定める方法によりキャッシングリボの借入金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。この場合、前条により計算した利息の調整を行い、清算するものとします。

第 40 条（遅延損害金）

海外キャッシング（一括）およびキャッシングリボの借入金について、支払期日に支払いを遅延した場合は、支払うべき元本に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また、期限の利益を喪失した場合は、残債務元本全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年 20.0%を乗じ年 365 日（閏年は年 366 日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

第 41 条（貸付の契約にかかる勧誘）

会員は、当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うことに同意します。

第 42 条（キャッシングリボ・海外キャッシング（一括）利用時およびお支払い時の書面の交付）

本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第 17 条第 1 項に規定された書面の交付に代えて、同第 6 項に規定された書面、および貸金業法第 18 条第 1 項に規定された書面の交付に代えて、同第 3 項に規定された書面を当社が交付できることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（平成 19 年 12 月 19 日）以前に入会した本会員は、当社から上記第 42 条に関する通知もしくは上記第 42 条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1 ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

<キャッシングリボ・海外キャッシング（一括）の返済方法・回数、利率等>

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元金定額返済 〔ボーナス月 増額返済あり〕	返済期間・回数：最長 4 年 2 ヶ月・50 回 （新規ご契約ご利用枠 50 万円、実質年率 18.0%、毎月返済元金額 1 万円の元金定額返済、50 万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	実質年率 18.0%
海外キャッシング（一括）	元利一括返済	25 日～55 日・1 回	実質年率 18.0%

<キャッシングリボ・海外キャッシング（一括）のご利用枠が 0 円の場合>

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元金定額返済 〔ボーナス月 増額返済あり〕	0 日・0 回	実質年率 18.0%
海外キャッシング（一括）	元利一括返済	0 日・0 回	実質年率 18.0%

●担保・保証人・・・不要

- 遅延損害金・・・年 20.0%
- 元本・利息以外の金銭のお支払い・・・ＡＴＭ手数料（取扱金額 1 万円以下：110 円（税込）、取扱金額 1 万円超：220 円（税込））・再振替等にかかる費用
- 本会員において、利息が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
- 貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面または同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間・返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

（2022 年 4 月 1 日改定）

〔ご相談窓口〕

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問合せ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（第 33 条第 4 項）のお問合せについては、下記までご連絡ください。

ＮＴＴファイナンス株式会社

関東財務局長（12）第 00665 号

日本貸金業協会会員第 005000 号

NTT ファイナンス カードセンター

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310（ミューザ川崎セントラルタワー13 階）

電話 044（520）9200

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15

電話番号 03-5739-3861

個人情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項はN T Tグループカード会員規約＜個人会員用＞（以下「本規約」という）の一部を構成します。本同意条項の各用語は、別段の定めがある場合を除き、本規約の各用語と同様の意味を有するものとします。

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（入会申込を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。
 - ①申込み時または入会後に会員等が申込書等に記入しまたは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の過去2年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
 - ②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
 - ③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（通話内容を含む）
 - ⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
 - ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦官報や電話帳等の公開情報
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。
 - ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシングサービス・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）およびリース並びに割賦販売事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ②当社のクレジットカード関連事業およびリース並びに割賦販売事業における市場調査、商品開発
 - ③当社のクレジットカード関連事業およびリース並びに割賦販売事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等から受託して行う営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
3. ①会員等は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（以下本項において「法」という）に基づき総務大臣が指定した電話リレーサービス提供機関（以下本項において「提供機関」という）を通じて当社と通話をする場合、当社が提供機関に会員等の個人情報を開示することに予め同意するものとし、提供機関から個人情報が漏洩等した場合であっても、当社に対し一切の責任を問わないものとします。なお、提供機関を通じて当社が知り得た情報も第1項の④の情報に含まれるものとします。
 - ②当社は、提供機関を通じて会員等から電話を受けた場合に、提供機関が法に基づき指定された機関であることが確認できないときは、回答をお断りすることができるものとし、会員等はお断りしたことについて当社に責任を問わないものとします。
4. ①当社は、第三者が運営するサービスサイトおよび当社の委託先にて収集された行動履歴情報、購買情報、サービス利用実績（以下総称して「個人関連情報」という）を取得し、当社の保有する会員の個人データと結びつけて利用するものとし

ます。

- ②当社は、取得した会員の個人関連情報を、当社クレジットカードへのポイントの付与に利用します。 ③当社は、取得した会員の個人関連情報を、第2項に定める目的に利用します。

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関およびそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が利用した日から6ヵ月間
③本規約に係る客観的な取引事実（※2）	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に係る客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：株式会社シー・アイ・シー（C I C）

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/peic/>

※株式会社シー・アイ・シーおよび上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（C R I N）を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

第3条（繰上返済時の残高の開示）

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第4条（個人情報の委託、預託）

1. 会員等は、当社が本規約に関する与信業務の一部を三井住友カード株式会社（以下「S M C C」という）またはユーシーカード株式会社（以下「U C」という）に業務委託し、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報をS M C CまたはU Cが使用することに同意します。
2. 会員等は、前項のほか、本規約に関する与信業務の一部または全部および債権管理業務を当社の提携先企業に委託する場合に、当社が個人情報を当該提携先企業に保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報をその委託業務に必要な範囲内で当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することに同意します。
3. 会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、電算機処理事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等をその委託業務に必要な範囲内で当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条（利用中止の申し出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申し出は、第10条記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続をとることはありません。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社に開示を求める場合には、第10条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第7条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、本同意条項に定める範囲で、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第14条に定める退会の申し出または本規約第15条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約もしくは本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。

第10条（問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや利用中止のお申し出等は下記のNTT ファイナンス カードセンターまでご連絡ください。

＜NTT ファイナンス カードセンター＞

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310（ミューザ川崎セントラルタワー13 階）

電話 044（520） 9200

第11条（同意条項の位置付けおよび変更）

1. 本同意条項はNTTグループカード会員規約＜個人会員用＞の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の（1）に規定する暴力団員等もしくは（1）のイからロのいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為または虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

- （1）貴社との取引に際し、現在、①暴力団、②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団、⑧前各号の共生者、⑨その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次のイからロのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

イ自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ロ暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- （2）自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

（2022 年 4 月 1 日改定）

NTTグループカードゴールド特約

NTTファイナンス株式会社（以下「当社」という）は、NTTグループカードゴールド会員（カード会員規約に定める本人会員をいいます。以下「会員」という）が死亡した場合または重度障害になった場合、本特約およびカード会員規約の定めるところにより、カード会員規約第 10 条に定めるカード利用代金等の債務（以下「支払債務」という）を免除するものとします。

第 1 条（支払債務を免除する場合）

1. 当社は、会員が支払債務を負担している期間中に、次の各号に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。
 - (1) 死亡した場合（会員が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明または遭難してから、その日を含めて 30 日を経過しても会員が発見されない場合を含みます）
 - (2) 傷害（傷害の原因となった事故を含みます）または疾病（あわせて以下「身体障害」という）により、別に定める重度障害（以下「重度障害」という）になった場合
2. 前項の規定にかかわらず、会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った時が、本特約に基づく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、当社は支払債務を免除しません。

第 2 条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

1. 傷害：会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。
2. 疾病：会員が被った前号の傷害以外の身体障害をいいます。
3. 身体障害を被った時：イ. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時、疾病については、医師（会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいいます）の診断による発病の時

第 3 条（支払債務免除額の計算）

1. 免除する支払債務の額は、会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします）現在の債務額（支払期限未到来債務を含みます）とし、支払遅延による遅延損害金を含みます。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。ただし、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。
3. 当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、カードの利用枠（カード会員規約第 8 条に基づき当社が審査し決定した額をいいます。）が上限となります。

第 4 条（支払債務を免除しない場合）

1. 当社は、会員が死亡した場合または重度障害になった場合であっても、次の各号に定める場合には、支払債務を免除しません。
 - (1) 会員の故意
 - (2) 会員の自殺行為または犯罪行為
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（それらに伴う著しい秩序の混乱を含みます）
2. 当社は、次の各号に定める事由により発生した支払債務は免除しません。
 - (1) カード会員規約第 16 条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用
 - (2) 他人によるカードの不正使用

第 5 条（支払債務を免除するための手続）

1. 会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、会員またはその法定代理人もしくは法定相続人は、当社に対し、次の各号に掲げる手続を行わなければなりません。

- (1) 死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて 30 日以内にその旨を通知すること
 - (2) 次に掲げる書類を提出すること（ただし、これ以外の書類の提出を求めることがあります）イ．死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書ロ．重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書
2. 会員またはその法定代理人または法定相続人が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知、説明もしくは書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当社は、支払債務を免除しません。

第 6 条（当社の指定医による診察等の要求）

1. 当社は、会員またはその法定代理人もしくは法定相続人に対し、前条の通知に関する説明および当社の指定する医師による会員の身体の診察または死体の検案（ただし、その際に要した費用は当社の負担とします）を求めることができるものとし、会員またはその法定代理人もしくは法定相続人はこれに協力しなければなりません。
2. 前項の当社の申し出につき、会員またはその法定代理人もしくは法定相続人が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は支払債務を免除しません。

第 7 条（免除対象債務の特定等）

1. 当社は、第 5 条に掲げる書類を受領後、審査の上、第 3 条に基づき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。
2. 前項の決定を行うにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては当社の定めるところによるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は支払債務の免除をしてもなお会員の支払債務が残存するときは、会員またはその法定相続人はカード会員規約に従いその支払をするものとします。
4. 当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に会員またはその法定代理人もしくはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払が行われた場合には、当社において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを会員またはその法定代理人もしくはその法定相続人に返還し精算するものとします。ただし、会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとします。

第 8 条（カード会員規約との関係）

本特約に定めのない規定については、カード会員規約の規定に従うものとします。

(2020 年 12 月 1 日改定)